

子育て・教育

新たに6中学校区で 小中一貫校がスタート

令和5年4月から以下の中学校区が小中一貫校(小中一貫型小学校・中学校)になります。ただし、各小・中学校の統廃合はありません。

城南中学校区(川尻小・城南小・城南中)、**楠中学校区**(楠小・楡木小・楠中)、**下益城城南中学校区**(杉上小・隈庄小・豊田小・下益城城南中)、**鹿南中学校区**(田原小・菱形小・桜井小・鹿南中)、**五霊中学校区**(植木小・山本小・山東小・五霊中)、**植木北中学校区**(吉松小・田底小・植木北中)

小中一貫校では、9年間を通じた教育目標やカリキュラムを作成し、系統性・連続性を重視した学習指導や生徒指導を行います。小中一貫教育を推進することで、いわゆる「中1ギャップ」などの学校種の違いから生じる子どもたちの不安や負担を軽減し、小学校から中学校への円滑な接続を図ることができます。

【具体的な取り組み】教職員の小中合同研修会、中学校区内の小中学校同士の連携、小中学校の9年間を通じた特色あるカリキュラムの編成等を行い、中学校区の実態に応じた取り組みを実施します。

(教育委員会指導課 ☎328-2721)

ようこそ赤ちゃんプロジェクト のご案内

妊娠・出産・子育てに関する相談支援と、令和4年4月以降に妊娠届出をされた方、または令和4年4月以降に出生した児童を養育する方への給付(妊娠届出時5万円、出生届出後児童1人5万円)を行います。対象者には順次お知らせを郵送します。

【経済的支援について】ようこそ赤ちゃんプロジェクトコールセンター(☎325-7722)

子育ての相談や悩みについて：区役所保健子ども課



市外へ転出した後、ひまわりカード(子ども医療費受給資格者証)は使用できません

転出される場合はひまわりカードの喪失の手続きをお願いします。

なお、健康保険証の変更や記載内容に変更があったとき、受給資格者の方のみが転出されるときなども変更手続きが必要です。

【区役所保健子ども課、総合出張所、芳野分室

(子ども支援課 ☎328-2158)

春休み期間中の小・中学校の 転校手続き

■市内間で住所変更をしたとき

1 在学中の学校から最終登校日に①在学証明書②教科用図書給与証明書をもらいます。

2 ①②を持って区役所区民課または総合出張所窓口で住民異動届出を行い、③転入学通知書もらいます。

3 ①～③を新しい学校に提出してください。

■市外から転入したとき

1 在学していた学校からもらった前記①②を持って住民異動届出を行ってください。

2 前記③を受け取り、①～③を新しい学校に提出してください。

※転校前に住民異動届出を済ませている場合は、①②を持って指導課で手続きをしてください。

■市外へ転出するとき

最終登校日に前記の①②をもらい、新住所地の市区町村の窓口で転校の手続きをしてください。

(教育委員会指導課 ☎328-2716)

2023年度「乳幼児ママ・パパ教室」 受講団体募集

【就学前の子どもを持つ保護者サークル(グループ)に「子育てに関する学習会」の講師を派遣します。子育てに関する講話(関わり方・食事・心と身体の発達など)・親子ふれあい(運動、音楽リズム遊び、リトミック、おもちゃ作り)など 時 午前9時半～午後5時/1講座1時間半～2時間(平日・土曜日) ※1団体で年間2回利用可 **【10人程度のグループ(子育てサークル・保護者会など) 3月6日から電話で総合子育て支援センター(☎364-0123)へ**

詳しくは、市ホームページ「乳幼児ママ・パパ教室」へ。

(総合子育て支援センター ☎364-0123)

地域で子育てをサポート 依頼会員募集

生後3か月～小学6年生を対象に、残業時のお迎えや健診時の付き添い、リフレッシュ時の預かりなどの一時的で軽易な支援を行っています。利用するには、会員登録と講習会受講が必要です。

■依頼会員講習会(月2回程度開催・ 受講無料)

【3月6日(月)・23日(木)午前10時～11時40分ごろ ※託児あり(要予約、先着順) 市内に住むか勤務・通学する方で、生後3か月～小学6年生までのお子さんをお持ちの方 電話でファミリー・サポート・センター(熊本)☎345-3011へ

「多子・多胎世帯子育て支援事業」 利用券交付終了のお知らせ

「ようこそ赤ちゃんプロジェクト」の事業開始に伴い、「多子・多胎世帯子育て支援事業」の利用券の申請受付は令和5年3月31日(金)までとなります。

なお、交付した利用券は、おのおの有効期限内で使用できます。

(子ども政策課 ☎328-2156)

「子育てしやすい職場環境を整備する 企業応援セミナー」参加者募集!

従業員の仕事と子育ての両立を支援したい企業を対象に、新たな取り組み導入のためのセミナーを実施します。

第2回 3月1日(水)午後1時半～3時半 ④「事例から学ぶ。制度に終わらない両立支援」

第3回 3月10日(金)午前10時～正午 ④「働きがい」を高めるコミュニケーション」 ④企業の管理職、人事労務担当、経営者等

申し込みなど詳しくは、右記QRコードへ。

(子ども政策課 ☎328-2156)



教育委員会会議の傍聴者募集

【3月23日(木)午後2時～場 S Spring 熊本花畑町7階 ④10人 ④当日午後1時半～1時45分に直接会場へ ※審議内容は市ホームページに掲載。 ※YouTubeでライブ配信を行います。(教育政策課 ☎328-2704)

ふくし・けんこう

すまいの再建4つの助成金の申請期限

熊本地震の被災世帯が再建先に入居した場合に、再建方法に応じて助成する以下の①～④の制度の申請期限のお知らせです。

- ①自宅再建利子助成
- ②リバースモーゲージ利子助成
- ③民間賃貸住宅入居支援助成
- ④転居費用助成

【申請期限】令和5年3月31日
(健康福祉政策課 ☎328-2972)

被災者生活再建支援金(加算支援金)(※1)の申請期限

熊本地震の被災世帯が住宅を再建する際に、再建方法に応じて最大200万円(被災世帯人数が2人以上で、再建方法が住宅の建設または購入の場合の額)が支給される制度の申請期限のお知らせです。

※加算支援金を申請するためには、令和3年5月13日までに基礎支援金の申請済みである必要があります。

【申請期限】令和5年5月13日
(健康福祉政策課 ☎328-2972)

第11回戦没者等の遺族に対する 特別弔慰金の申請期間

【申請期間】令和5年3月31日まで

※すでに申請されている方は不要。
【申 予約専用ダイヤル(☎328-2341) ※予約の際は戦没者の名、申請者の名、過去の申請、希望の受付場所(区役所福祉課または総合出張所)と時間等について伺います。 まだ申請されていない方はお早めに予約専用ダイヤルにお電話ください。(健康福祉政策課 ☎328-2341)



救急医療のしくみ

あなたやご家族が急な病気やケガの時、どうしますか?

すぐに受診すべきか迷う場合

すぐに受診が必要かどうか、病気やケガへの対処法など、電話で看護師に相談できます。

○子ども(おおむね中学生まで)の相談

熊本県子ども医療電話相談 (☎#8000)(県内統一)

※ダイヤル回線、IP電話および光電話からは ☎364-9999

○大人(主に15歳以上)の相談

熊本県夜間安心医療電話相談 (☎#7400)(県内統一)

※ダイヤル回線、IP電話および光電話からは ☎03-6730-5996

自分で受診できる場合

◇平日なら…かかりつけの医療機関を受診しましょう

◇休日・夜間なら…

【休日当番医】

○市内の医療機関、歯科診療所等が、当番制で診療を行います

【休日夜間急患センター】

○熊本地域医療センター ☎363-3311

○熊本赤十字病院(休日夜間のみ) ☎384-2111

※休日夜間急患センターでは新型コロナウイルス感染症のPCR検査は実施していません。

診療時間など、詳しくは市ホームページへ。



こんな時にはためらわずに119番

- 呼びかけても、反応がない
- ろれつが回らない。声が出せない
- 半身のみ(顔半分が動きにくい、突然片方の腕や足に力が入らなくなる)
- 突然の激しい頭痛、胸痛、腹痛
- 顔色、唇の色が悪い。冷や汗をかいている

救急医療を守るために

○救急医療は、緊急性の高い症状の方の命を守っています。症状が軽く緊急を要さない場合、平日昼間の診療時間内に受診しましょう。

○救急医療を守るとともに医療のひっ迫を防ぐため、医療機関の適正受診にご理解・ご協力をお願いします。

(医療政策課 ☎364-3186)